

# これからも適切に運用されているか注視が必要

「特定秘密保護法について考える」をテーマに  
人権問題連絡協議会 講演会を開催

本会の第二回人権問題連絡協議会が、一月十五日に築地本願寺第一伝道会館「伽羅」で開催された。

本協議会は、加盟団体の人権問題担当者が互いに情報の交換と共有を行い、講演会を開催する事により、仏教界を取り巻く人権問題に対し理解と認識を深めて行く事が目的である。

今回の協議会は各加盟団体の取り組みについて、提出いただいた報告書を確認、その中から曹洞宗の我孫子高宏人権擁護推進本部事務局長から説明をいただき、各委員が意見交換を行った。

つづいて、場所を同会館「ブディストホール」に移して講演会が開催された。テーマは「特定秘密保護法について考える」。

「特定秘密保護法」とは、日本の安全保障に関する情報のうち、「特に秘匿することが必要であるもの」を「特定秘密」として指定し、取扱者の適正評価の実施や漏えいした場合の罰

則などを定めた法律である。

二〇一三年十月二十五日、第二次安倍内閣はこの法案を安全保障会議の了承を経たうえで閣議決定して第一八五回国会に提出し、同年十二月六日に成立、二〇一四年十二月十日に施行された。同法案はその審議過程においても、「国民の知る権利」を侵害する恐れ、「情報公開制度」や「国会の行政監視機能」を阻害する恐れがあることが指摘されていた。



講演する江藤洋一弁護士

講演会の講師としてかねてから「特

定秘密保護法」について廃止も含めた意見書を発表している日本弁護士連合会より、日弁連秘密保護法対策本部部長代行の江藤洋一弁護士が、人権的な視点からの問題点について講演した。

また、民主党政策調査会長（当時）の福山哲郎参議院議員が、同法案の成立過程での問題点や国政運営上で危惧される点などについて講演した。

まず江藤弁護士は、同法の内容を精査して

## ①「特定秘密」の範囲が曖昧である

「特定秘密」の対象になる情報は、「防衛」や「外交」等に関する情報である。その範囲は広く、曖昧で、どのような情報でもその中に入ってしまう。したがって、行政機関が国民に知られたくない情報を「特定秘密」にして、隠してしまう事ができる。

## ② 第三者機関が未整備である

全ての情報にアクセスできる権限と、不当な秘密指定を解除する権限を持つ第三者機関の根拠等が本文中に存在しない。と、問題点を詳細に説明した。

また江藤氏は、一九二五年に成立した「治安維持法」が、制定当時よりも一九四〇年代に多用された事例（横浜事件）を紹介。法律は制定した

時点よりも時代状況の変化等によって、後代に強い影響を及ぼす可能性があるという危険性も考えなければならぬとした。

つづいて、福山議員は自身が同法の審議過程に関わった経緯を詳細に説明。約二十二時間という他の法案の審議時間と比べて極短時間の審議で同法が制定された事について、大いなる危惧を感じるとした。また、「知る権利」「報道・取材の自由」は全て民主主義の根幹となるべきものであるが、十分な議論がされることなく成立したのは、遺憾であると述べた。



福山哲郎議員はプロジェクターを使って説明

当日の講演会は、雨まじりの天候の中での開催にもかかわらず、七十名を越す参加者があり、この問題への関心の深さが伺えた。